

発議案第 1 号

令和 7 年度北上市一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議について

令和 7 年度北上市一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 28 日提出

提出者 北上市議会議員 三 宅 靖

賛成者 北上市議会議員 白 鳥 顕 志

同 藤 原 常 雄

同 阿 部 眞希男

提案理由

歳出の 7 款 1 項 2 目 商工振興費のうち「ツインモールプラザ再生事業」を進めるにあたっては、再生しなければならなくなった経緯を明らかにし、今後の再発防止策なども検討した上で、市民への丁寧な説明と理解を得ながら進めることを求めるため決議しようとするもの。

令和7年度北上市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議

ツインモールプラザを管理運営している北上都心開発株式会社は、北上市も出資している第三セクターであり、以前から、その経営状況については改善すべき点が見受けられていた。しかし、北上市は株主であり、一時は役員も輩出して経営に関与していたにも関わらず、その改善策を見いだせないまま、今回の様な事態に陥った。今回の補正予算で新規事業として計上された、「ツインモールプラザ再生事業」を進めるにあたっては、次の点に留意するとともに、当市の第三セクターにおいても類似の事態が起きないように、対応を求めるものである。

記

1. 北上都心開発株式会社が、経営破綻に陥りそうだという認識を持ちながら、対応が遅れた経緯や、過去の流れを整理・検証し、それぞれの責任の所在などを明らかにした上で、他の第三セクターで類似の事態が起きないように対応策を示すこと。
2. プロポーザル方式による公募は公開で行うこと。さらに、ツインモールプラザの役割を鑑み、テナントリーシングにおいて、不相応な業態の店舗等が入居することがないように、条件を付すこと。
3. 北上都心開発株式会社に対して、雇用の確保や今後の債務返済に努めていく事を誓約書または覚書の提出を求めるなど、事業を継続していくことを担保するように努めること。
4. この事業を進めるにあたっては、市民に説明する機会を設け、以上の点と併せて事業の不可避性を明確に示し、丁寧な説明を行うとともに、今後の見通しなどについても、その都度説明を行い、理解を得ること。

以上、決議する。

令和7年5月28日

岩手県北上市議会